

## 第 61 回佐賀県環境影響評価審査会概要

日 時：令和 2 年 1 月 22 日（水）14：30～15：30

場 所：佐賀県庁新館 4 階 特別会議室

出席者：（委 員）穴井委員、井手委員、岩尾委員、染谷委員、鶴田委員、徳田委員、  
中村委員、藤井委員、松本委員、山口委員  
（事務局）環境課：川平課長、霧副課長、佐藤係長、堀副主査  
（事業者）再エネ主力発電化推進機構洋上唐津発電合同会社

○議題（1）「（仮称）唐津洋上風力発電事業環境影響評価方法書」について

1）知事意見（案）等の説明

・事務局から資料 1～6 により説明を行った。

2）質疑応答

・質疑応答の概要は次のとおり

（委 員）複数の風力発電所による累積的な影響について、事業者に調査、予測及び評価を  
求めることは良いと思うが、どこまで累積的な影響の評価を求めることになるの  
か。

（事務局）難しい評価だと思うが、事業者には可能な限り環境への影響について配慮を検討  
してもらうため、調査や評価を求める意見を述べているところである。以前、唐  
津鎮西ウィンドファーム設置計画の事業でも、累積的な影響として風車の影や  
騒音について、既設の風車との累積的な影響について調査されているため、全く  
調査が出来ないということでないと考えている。

（委 員）風車の最大出力については（仮称）唐津洋上風力発電事業 Phase2 も含めた数値  
なのか。

（事務局）Phase2 も含めた最大出力である。事業者からは、唐津洋上風力発電事業の Phase1  
と Phase2 の事業を併せて最大 408,500kw、最大設置基数 43 基程度となる計画で  
あると説明を受けている。

（委 員）各事業の図書に記載されている風車の最大出力と設置基数を合計したものが、  
この海域で計画されていると思っている住民の方がいると聞いている。どの段  
階で 2 つの事業が 1 つの事業であると分かることができるのか。

（事務局）手続き上の関係で個別の事業として取り扱う必要があるが、最終的には準備書  
段階で Phase1 と Phase2 をまとめた図書を作成されると事業者から説明を受け  
ている。現在、Phase1 の方法書が先行し、後に Phase2 の配慮書が提出されてい  
る状況のため、事前に住民の方に対しては、きちんと分かりやすい説明を行う  
必要があると考えており、その旨を知事意見に記載したいと考えている。

（委 員）「動物・植物」（1）について、風力発電機のローター直径の記載だけでなく、  
海面平均からの最大高さ 250m の記載を加えたらどうか。

（事務局）御意見を踏まえ、修正を行いたい。